

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年1月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、スルッとKANSAI都カード」及び「、スルッとKANSAI協議会に加盟する他の交通機関が発行するプリペイドカード」を削る。

第4条第4項中「二日乗車券」の右に「等、旅客が指定する日において乗合自動車を多回数乗車できる乗車券」を加える。

別表第1中

「

MN205号	京都駅前～烏丸北大路	西大路四条, 西ノ京円町
--------	------------	--------------

」を削る。

別表第2第2号を次のように改める。

(2) 削除

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、別表第1中及び別表第2中の改正規定は平成30年3月17日から施行する。

(交通局営業推進室)